

証券コード 3816
2023年10月6日

株 主 各 位

大阪府高槻市若松町36番18号
株式会社大和コンピューター
代表取締役社長 中 村 憲 司

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiwa-computer.co.jp/jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3816/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大和コンピューター」または「コード」に当社証券コード「3816（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年10月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2023年10月26日（木曜日）午後6時までには、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府高槻市野見町2番33号
高槻城公園芸術文化劇場（北館3階会議室）
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第47期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ （ご参考）「連結株主資本等変動計算書」

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年10月26日（木曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、コロナ禍でのニューノーマルへの模索の中で経済・社会活動が正常化に向かう中、5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、景気は緩やかながらも持ち直しの動きが続きました。一方で、海外のインフレ抑止対策による利上げの影響から円安の進行や長期化する世界的な政治情勢の変動による資源価格の上昇や物価高、更にサプライチェーンの混乱による供給面への制約、また、米国銀行の経営破綻をきっかけとした金融システムへの不安など先行き不透明な状況が続きました。

情報サービス産業においては、企業のIT投資意欲は一部慎重な面もありますが、ポストコロナに向けた新しい戦略的で厳選されたIT需要や働き方改革・人手不足への対応やデジタル化による自動化・効率化・省力化等システム投資への需要の高まりがみられました。

このような状況の中、当社は引き続き、新分野への受注活動にも注力しつつ、継続的な在宅勤務など、働き方改革に伴う生産性の向上や業務の効率化を目指し、更なる採算性の重視、品質の向上に努めてまいりました。

その結果、当事業年度における経営成績は、次のとおりとなりました。

売上高は、ソフトウェア開発関連での受注が当事業年度の後半から堅調に推移したことから、2,873,736千円（前期比110,030千円増）、売上総利益は905,638千円（前期比59,300千円増）となりました。営業利益については、販売費及び一般管理費が413,586千円（前期比13,423千円増）であり、492,052千円（前期比45,877千円増）となりました。経常利益については、営業外収益が35,409千円、営業外費用が20,570千円であったことから、506,891千円（前期比20,215千円増）となりました。当期純利益は、税引前当期純利益が506,891千円（前期比20,215千円増）、税金費用は178,550千円（前期比16,584千円増）となり、その結果、328,340千円（前期比3,630千円増）となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

(ソフトウェア開発関連事業)

当事業年度の後半から受注が堅調に推移したことにより、売上高は2,320,299千円（前期比95,486千円増）となり、営業利益は373,767千円（前期比73,896千円増）となりました。

(サービスインテグレーション事業)

A S Pサービスは堅調に推移したものの、開発案件の減少等により、売上高は497,749千円（前期比26,283千円増）となり、営業利益は147,683千円（前期比13,611千円減）となりました。

2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は2,353千円であり、その主なものは、建物であります。

3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び借入金によりまかないました。

4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2023年4月12日付で、浅小井農園株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2020年7月期)	第 45 期 (2021年7月期)	第 46 期 (2022年7月期)	第 47 期 (当事業年度) (2023年7月期)
売 上 高(千円)	2,617,313	2,488,779	2,763,706	2,873,736
当 期 純 利 益(千円)	281,753	294,770	324,709	328,340
1株当たり当期純利益 (円)	72.35	75.65	83.63	84.74
総 資 産(千円)	4,761,826	5,027,962	5,121,600	5,555,388
純 資 産(千円)	3,911,062	4,158,684	4,298,318	4,672,418
1株当たり純資産額 (円)	1,003.90	1,067.15	1,110.29	1,205.45
最 高 株 価 (円)	2,515	1,530	1,133	1,146
最 低 株 価 (円)	981	1,001	967	877
日 経 平 均 株 価 (円)	21,710.00	27,283.59	27,801.64	33,172.22
株 主 数 (名)	2,751	3,137	2,816	3,782

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第46期の期首から適用しており、第46期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。なお、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
3. 日経平均株価は、各事業年度末日におけるものであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社フィット・コム	40,000千円	100%	健康増進施設向け ASP事業
株式会社ルーツ	10,000千円	100%	農作物の生産・加工・販売
浅小井農園株式会社	9,000千円	100%	トマトの生産・加工・ 運搬・販売

(注) 2023年4月12日付で浅小井農園株式会社の全株式を取得いたしました。

(4) 対処すべき課題

世界的な政治情勢の変動による資源価格の上昇や物価高、更に海外のインフレ抑止対策による利上げの影響など、先行き不透明な経済状況が続いていくと思われまます。このような状況下において、企業のIT投資意欲は一部慎重な面もあるものの、ポストコロナに向けた企業の戦略的IT需要や働き方改革への対応、デジタル化による自動化・効率化・省力化へのシステム投資は続くものと考えております。

当社はソフトウェア開発関連事業者として常に高品質なシステムの提供に努めてまいりました。今後も引き続き同事業の更なる成長を目指して、品質向上への再構築や技術力の強化を図るとともに、長年培った各種ノウハウによりDX（デジタルトランスフォーメーション）^{(*)1}関連へも注力してまいります。更に当社のソフトウェア開発技術をベースにクラウド、Webの高度利用を推進し、農業分野では、IoT、AIなどのIT技術の活用を高めi-農業の具現化に向けて様々な研究への取り組みを促進してまいります。

1) 顧客に感動を、当社の強みを再整備し、開発力の強化を図る

- ① 信頼されるコアパートナーとしての体質強化。
- ② QCD^{(*)2}、技術力、提案力、柔軟性のある受注体制。
- ③ 受託・請負の拡大。（パートナーとの連携強化、一括発注の推進）
- ④ ニューノーマルに対応した働き方の実現。
- ⑤ テレワークで家庭と仕事を好循環に充実。
- ⑥ 部門間連携による活動の更なる推進。
- ⑦ RFID^{(*)3}ソリューションとの連携を強化しRFID関連の開発力の向上を図る。

2) 新たな価値の創造

- ① ASP提供会社として責任を持ったサービス活動の推進。
- ② 変化する環境に即した製品・サービスの提供。
- ③ 「㈱ルーツ、浅小井農園㈱」（子会社）を軸に「i-農業」を新しい観点から構築。
・他部署との連携を強化し、スマート農業^{(*)4}、アグリテック（農業と技術の融合）を見える形へ。

3) サステイナブル（持続可能）な企業を目指して

- ① 「経営改善」の推進。
- ② 未来に向けた社員の養成、中期的な視点での人材育成。
 - ・組織間の人材交流、業務を通じての育成、人格・品格の向上。
 - ・新たな学習の構築。
- ③ 「品質向上」への再構築。
- ④ 全社的な「営業活動の強化」。

- | | |
|---|--|
| *1. DX（デジタルトランスフォーメーション） | 既存のビジネスから脱却して、I o TやA IなどのI T技術を活用することによって、新たな価値を創出すること。 |
| *2. QCD | Quality（品質）、Cost（費用）、Delivery（納期）の頭文字を繋いだもの。 |
| *3. RFI D（Radio Frequency Identification） | 微小な無線チップにより人やモノを識別・管理する仕組み。 |
| *4. スマート農業 | ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。 |

(5) 主要な事業内容 (2023年7月31日現在)

事業	主要製品
ソフトウェア開発関連事業	顧客より請け負った受託開発業務を中心に、システム/ソフトウェアの設計・開発・導入・保守などのサービスを提供すること、及びソフトウェア開発プロセスの改善・CMMI導入コンサルティングを提供することで、顧客の企業活動をサポート。
サービスインテグレーション事業	SaaS型によるソフトウェアサービスの提供、及び関連するシステム/ソフトウェアのコンサルティングから設計・開発・導入・保守、ハードウェア販売/導入、サプライ供給などにより、導入システムや企業活動をトータルにサポート。

(6) 主要な営業所 (2023年7月31日現在)

大阪本社	大阪府高槻市若松町36番18号
東京本社	東京都港区白金台二丁目25番7号

(7) 使用人の状況 (2023年7月31日現在)

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
189 (1) 名	+4 (△1) 名	40.9歳	17.5年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年7月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社京都銀行	30,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,912,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,949,762株
(うち自己株式73,673株)
- (3) 株主数 3,782名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) ジェネシス	957千株	24.6%
中 村 憲 司	704千株	18.1%
S C S K (株)	306千株	7.9%
大和コンピューター社員持株会	306千株	7.8%
京 都 中 央 信 用 金 庫	95千株	2.4%
光 通 信 (株)	88千株	2.2%
林 正	77千株	2.0%
テ イ ネ ソ (株)	76千株	1.9%
中 村 雅 昭	66千株	1.7%
中 村 眞 理 子	66千株	1.7%

- (注) 1. 当社は、自己株式を73,673株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,528株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社員の状況 (3) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員等の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年7月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村憲司	NB推進本部長 テイネン(株)取締役 帝燃産業(株)取締役 (株)ルーツ代表取締役
取締役専務執行役員	林正	企画管理本部長 サービスインテグレーション本部長 (株)フィット・コム代表取締役 帝燃産業(株)取締役
取締役常務執行役員	鈴木義人	ソリューション本部長
取締役	田代来	オフィス田代(株)代表取締役 田代来税理士事務所所長 (株)ゴード水処理技研専務取締役
常勤監査役	松宮民夫	
監査役	阿部修二	阿部公認会計士事務所所長 西尾レントオール(株)社外監査役
監査役	谷川雅一	弁護士 但馬信用金庫員外理事

- (注) 1. 取締役田代来氏は、社外取締役であります。
2. 監査役阿部修二氏及び監査役谷川雅一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役阿部修二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役田代来氏及び監査役谷川雅一氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬の内容及び額または数の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、対象取締役に対して発行または処分される普通株式の総数は年60,000株以内とする。対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役位、職責、在任年数、当社の業績を考慮しながら、取締役会において決定するものとする。また、譲渡制限期間は、株式の払込期日から25年間とする。

d. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員区分ごとの金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の割合については、次のとおりとする。

役員区分	基本報酬	非金銭報酬等
取締役（社外取締役を除く）	100%	当社業績等により付加
社外取締役	100%	—

（注）取締役には、非金銭報酬等を支給していない代表取締役を含む。

e. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を踏まえた基本報酬の額の決定とする。非金銭報酬等の株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当数を決議する。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、2021年2月15日開催の取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを審議・確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長である中村憲司が個人別の報酬額を決定しております。

委任した理由は、報酬算定の根拠となる各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を踏まえて、総合的・合理的に評価することができると判断したためであります。

- ④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	61 (3)	60 (3)	— (—)	1 (—)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	17 (7)	17 (7)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	78 (10)	77 (10)	— (—)	1 (—)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2019年10月25日開催の第43期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額を30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
4. 監査役報酬限度額は、2019年10月25日開催の第43期定時株主総会において年額24百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役田代来氏は、オフィス田代(株)の代表取締役、田代来税理士事務所の所長、(株)ゴード水処理技研の専務取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役阿部修二氏は、阿部公認会計士事務所の所長、西尾レントオール(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役谷川雅一氏は、弁護士であり、但馬信用金庫の員外理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況及び発言状況
取締役 田 代 来	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待される役割であり、この役割を果たすため、取締役会において適宜、必要な発言を行っております。
監査役 阿 部 修 二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 谷 川 雅 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

【ご参考】

取締役会のスキルマトリクスについて

当社の持続的な成長に向け、特に期待する分野を①企業経営、②財務・会計、③法務・リスクマネジメント、④監査・内部統制、⑤IT・DX技術、⑥営業・マーケティングの分野と定義しております。取締役会メンバーのスキルについても適切に配置しており、その一覧は以下のとおりであります。

	氏名	当社における地位	企業経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	監査・内部統制	IT・DX技術	営業・マーケティング
取締役	中村 憲司	代表取締役社長	●	●	●			
	林 正	取締役専務執行役員		●	●	●		
	鈴木 義人	取締役常務執行役員			●		●	●
	田代 来	社外取締役	●	●				
監査役	松宮 民夫	常勤監査役				●		
	谷川 雅一	社外監査役			●			
	阿部 修二	社外監査役		●		●		

(注) 取締役会メンバーに特に期待する分野を、最大3つまで記載しております。
上記一覧は、取締役会メンバーの有するすべての知見・経験を表すものではありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,465,866	流 動 負 債	545,230
現金及び預金	2,912,543	買掛金	2,478
受取手形、売掛金及び契約資産	518,481	未払金	98,792
商 品	2,532	未払費用	108,144
仕 掛 品	1,076	未払法人税等	119,197
前 払 費 用	32,704	未払消費税等	39,369
そ の 他	1,129	契約負債	57,533
貸倒引当金	△2,600	預り金	17,640
固 定 資 産	2,089,521	賞与引当金	93,000
有 形 固 定 資 産	1,066,737	プログラム保証引当金	839
建 物	264,654	受注損失引当金	7,300
構 築 物	236	そ の 他	934
機 械 及 び 装 置	568	固 定 負 債	337,739
車 両 運 搬 具	563	長期借入金	30,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,456	退職給付引当金	196,356
土 地	796,257	長期未払金	89,920
無 形 固 定 資 産	2,512	資産除去債務	1,591
ソ フ ト ウ ェ ア	1,149	繰延税金負債	17,171
そ の 他	1,363	そ の 他	2,700
投 資 そ の 他 の 資 産	1,020,271	負 債 合 計	882,970
投資有価証券	633,600	純 資 産 の 部	4,385,598
関係会社株式	218,535	株 主 資 本	382,259
長期貸付金	70,000	資 本 本 金	295,807
長期前払費用	5,528	資 本 剰 余 金	287,315
保険積立金	87,201	資 本 準 備 金	8,492
そ の 他	6,607	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,757,526
貸倒引当金	△1,200	利 益 剰 余 金	3,640
資 産 合 計	5,555,388	利 益 準 備 金	3,753,886
		そ の 他 利 益 剰 余 金	800,000
		別 途 積 立 金	2,953,886
		繰 越 利 益 剰 余 金	△49,995
		自 己 株 式	286,820
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	286,820
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	286,820
		純 資 産 合 計	4,672,418
		負 債 純 資 産 合 計	5,555,388

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,873,736
売上原価	1,968,098
売上総利益	905,638
販売費及び一般管理費	413,586
営業利益	492,052
営業外収益	
受取利息	720
受取配当金	10,770
為替差益	9,755
受取家賃	11,064
その他	3,098
営業外費用	
支払利息	897
障害者雇用納付金	1,800
投資事業組合運用損	16,813
その他	1,060
経常利益	506,891
税引前当期純利益	506,891
法人税、住民税及び事業税	182,104
法人税等調整額	△3,553
当期純利益	328,340

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,831,466	流 動 負 債	575,344
現金及び預金	3,262,388	買掛金	5,336
受取手形、売掛金及び契約資産	522,444	1年内返済予定の長期借入金	5,884
仕掛品	1,076	未払法人税等	125,563
その他	48,231	賞与引当金	94,800
貸倒引当金	△2,674	プログラム保証引当金	839
固 定 資 産	1,927,697	受注損失引当金	7,300
有形固定資産	1,120,062	その他	335,620
建物及び構築物	310,145	固 定 負 債	400,388
土地	796,257	長期借入金	79,611
その他	13,659	退職給付に係る負債	197,923
無形固定資産	68,963	長期未払金	93,868
のれん	62,077	繰延税金負債	18,245
その他	6,885	その他	10,739
投資その他の資産	738,671	負 債 合 計	975,732
投資有価証券	633,600	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	2,236	株 主 資 本	4,496,609
その他	104,035	資 本 金	382,259
貸倒引当金	△1,200	資 本 剰 余 金	295,807
資 産 合 計	5,759,163	利 益 剰 余 金	3,868,538
		自 己 株 式	△49,995
		その他の包括利益累計額	286,820
		その他有価証券評価差額金	286,820
		純 資 産 合 計	4,783,430
		負 債 純 資 産 合 計	5,759,163

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結損益計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,005,069
売上原価	2,044,113
売上総利益	960,955
販売費及び一般管理費	457,339
営業利益	503,616
営業外収益	
受取利息	720
受取配当金	10,774
為替差益	9,755
受取家賃	5,664
その他	5,299
営業外費用	
支払利息	904
障害者雇用納付金	1,800
投資事業組合運用損	16,813
その他	1,133
経常利益	515,177
税金等調整前当期純利益	515,177
法人税、住民税及び事業税	190,601
法人税等調整額	△4,428
当期純利益	329,004
親会社株主に帰属する当期純利益	329,004

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年9月21日

株式会社大和コンピューター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三戸 康嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大和コンピューターの2022年8月1日から2023年7月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月28日

株式会社大和コンピューター 監査役会

常勤監査役 松 宮 民 夫 ⑩

監 査 役 阿 部 修 二 ⑩

監 査 役 谷 川 雅 一 ⑩

(注) 監査役阿部修二、谷川雅一の両名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は69,769,602円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年10月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数 (株)
<p style="text-align: center;">いし かわ むね たか 石 川 宗 隆 (1972年8月9日生)</p>	<p>1999年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2007年2月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年10月 税理士法人S.T.M総研入所 2012年3月 ㈱五島鉱山監査役就任(現任) 2013年8月 長崎三笠化学工業㈱監査役就任(現任) 2021年3月 税理士法人S.T.M総研社員就任(現任) 2021年3月 石川公認会計士事務所所長就任(現任) 2022年6月 エスリード㈱取締役監査等委員就任(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] ㈱五島鉱山監査役 長崎三笠化学工業㈱監査役 税理士法人S.T.M総研社員 石川公認会計士事務所所長 エスリード㈱取締役監査等委員</p>	—
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 直接会社の経営に関与した経験はありませんが、長年の公認会計士として培われてきた会計知識及び他社での監査役、監査等委員としての経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者石川宗隆氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。候補者石川宗隆氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含みます。)に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者石川宗隆氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者として、当該契約を更新する予定であります。

以上

